令和8年度

一般競争入札による企業立地推進課所管市有地売払い案内

市有地をお売りします

令和8年７月

産業経済部　企業立地推進課

前橋市ホームページ　http://www.city.maebashi.gunma.jp/

【受付窓口】前橋市役所６階　企業立地推進課

電話 027（898）6984　FAX 027（224）1188

電子メール ricchi@city.maebashi.gunma.jp

前橋市

【流れ】入札参加から土地引き渡しまで

入札参加申込

令和８年７月１７日（金）から 令和８年８月１７日（月）までに参加申込みをしてください。
※申込みをする前に必ず現地を確認してください。

↓

入札保証金の納付

入札保証金として、入札金額の10%以上の金額を令和８年８月１８日（火）までに納入通知書により納付してください。（当日納付及び追加納付は不可）
※非落札者の入札保証金は、後日お返しします。
※落札者の入札保証金は、契約保証金に充当することができます。

↓

入札実施

令和８年８月１９日（水）午前１０時入札予定です。
※予定価格以上で最高金額の入札者を落札者とします。

↓

売買契約締結

落札された場合、令和８年８月２６日（水）までに売買契約を締結していただきます。
※契約書に添付する「収入印紙」は落札者の負担になります。

↓

土地代金納付

令和８年９月８日（火）までに入札保証金を差し引いた土地代金を納付していただきます。

↓

所有権移転登記

土地代金完納後、市が所有権移転登記を行います。
※所有権移転登記に必要な「登録免許税」は落札者の負担になります。

↓

土地の引渡し

現地において土地の境界を確認して引き渡します。

目　　次

1	入札に付する物件	１ページ
2	お問合せ先	１ページ
3	売払い日程	１ページ
4	入札実施日時、入札会場等	２ページ
5	売払い案内及び入札参加申込書の配布	２ページ
6	入札参加申込者の資格	２ページ
7	入札参加申込方法	３ページ
8	入札保証金の納付等	３ページ
9	入札当日に持参するもの	４ページ
10	入札方法等	４ページ
11	無効な入札	４ページ
12	売払い条件	４ページ
13	入札参加申込者の資格審査	５ページ
14	契約保証金の納付	５ページ
15	売買契約の締結	５ページ
16	土地代金の納付方法等	５ページ
17	所有権の移転等	５ページ
18	土地の引渡し	５ページ
19	電柱及び支線等	５ページ
20	上水道の取出し	５ページ
21	下水道の取出し	６ページ
22	制限等についてのお問合せ先	６ページ
23	応札のない土地の取扱い	６ページ
24	入札結果の公表	６ページ
25	その他	６ページ
26	土地の概要	７ページ
27	契約書（例）	８～１０ページ
28	入札参加申込書及び誓約書等	巻末

一般競争入札による企業立地推進課所管市有地の売払いについて

企業立地推進課で所管する市有地を一般競争入札により、次のとおり売り払います。入札への参加を希望される方は、本案内のほか、周辺環境及び建築制限など物件について必ずご自身で調査・確認の上、申込手続をしてください。

1　入札に付する物件

入札番号	所在地	地目	面積	予定価格
1	天川大島町１０９１番２６	宅地	467.57㎡	20,059,000円

※物件の詳細は、土地の概要をご覧ください。

2　お問合せ先

企業立地推進課　企業立地推進係　０２７－８９８－６９８４（直通）

3　売払い日程

(1) 売払い案内の配布

期間	令和８年７月１７日（金）から令和８年８月１７日（月）まで ※配付時間　午前９時から午後５時まで
場所	前橋市役所６階企業立地推進課、各支所・市民サービスセンター等

(2) 申込受付

期間	令和８年７月１７日（金）から令和８年８月１７日（月）まで
申込先	前橋市　企業立地推進課　※郵送・メールも可能です。 （〒371-8601前橋市大手町2-12-1、ricchi@city.maebashi.gunma.jp）

(3) 入札日

日時	令和８年８月１９日（水） 午前１０時００分
場所	前橋市役所　６階　企業立地推進課

(4) 落札者説明会

日時	令和８年８月１９日（水） 入札後に実施
場所	前橋市役所　６階　企業立地推進課

４　入札実施日時、入札会場等

(1) 入札実施日時
　令和８年８月１９日（水）　午前１０時から
申込者にご連絡いたします。
【注意】駐車場が混雑する場合がありますので、お早めにご来庁ください。

(2) 入札会場
　前橋市大手町二丁目１２番１号　前橋市役所　６階　西会議室

５　売払い案内及び入札参加申込書の配布

(1) 配布期間及び配布時間
　令和８年７月１７日（金）から令和８年８月１７日（月）まで
　午前９時から午後５時まで（土曜日、日曜日及び祝日は除く。）
(2) 配布場所
　前橋市役所６階企業立地推進課、各支所・市民サービスセンター等

６　入札参加申込者の資格

個人、法人を問わず、入札に参加できます。ただし、次のいずれかに該当する方は入札に参加できません。

(1) 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項及び第２項各号に掲げる者
(2) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成１１年法律第１４７号）に基づく処分の対象になっている団体及びその構成員
(3) 地方自治法施行令第１６７条の４第１項第３号に掲げる者若しくは(2)に掲げる者から委託を受けたもの、またはそれらに掲げる者の団体
(4) 公有財産の買受けについて一定の資格、その他の条件を必要とする場合でこれらの資格などを有していない方
(5) 地方自治法第２３８条の３第１項に規定する公有財産に関する事務に従事する前橋市職員

地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）（抜粋）
（一般競争入札の参加者の資格）
第百六十七条の四　普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。
一　当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
二　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
三　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者
２　普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
一　契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
二　競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
三　落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき
四　地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
五　正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。
六　契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。
七　この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

7　入札参加申込方法

入札に参加しようとする方（以下「入札参加者」という。）は、巻末の入札参加申込書に必要事項をご記入のうえ、担当課へお申込みください。

(1) 申込受付期間
令和８年７月１７日（金）から令和８年８月１７日（月）まで

(2) 申込先
郵送やメールでの申込みも可能です。
前橋市役所　企業立地推進課
〒371-8601　前橋市大手町２－１２－１　ricchi@city.maebashi.gunma.jp

(3) 入札**参加申込**に提出する書類
法人の場合と個人の場合で提出書類が異なりますのでご注意ください。

① 入札参加申込書（巻末に添付）
② 誓約書（巻末に添付）
③ **法人**の場合：履歴事項全部証明書（３か月以内に発行された原本）
　個人の場合：住民票（３か月以内に発行された原本）

(4) 入札関係書類
入札時に必要な入札参加申込書受領書等は、入札参加申込み後お渡しします。

(5) 注意事項
① 提出された書類に事実と相違する記載があるときは、申込み及び売払いの決定は無効になります。
② 提出された書類は、お返ししません。
③ 提出された書類等による個人情報の取り扱いについては、入札、契約締結、登記嘱託事務等、本来の目的を達成するために使用することとし、当課職員により、管理、処分します。
④ 入札参加者が、土地所有権移転登記名義人になります。入札参加者以外の方は、土地の所有権移転登記名義人になれません。夫婦等共有希望の場合は連名での申込みとなり、入札参加申込書に持分を記入していただきます。
⑤ 申込みの受付をした後、申込書等の差替え又は再提出はできませんので、よくご確認ください。

8　入札保証金の納付等

入札参加者は、入札金額の１０％以上（円未満切り上げ）を入札保証金として、令和８年８月１８日（火）までに納付しなければ入札に参加できません。

(1) 納付方法
前橋市の発行する納入通知書により、金融機関に納付してください。

(2) 入札保証金の返還等
① 入札者が納付した入札保証金については、落札者以外の方には、口座振り込みにより返還します。
② 落札者が納付した入札保証金は、原則、契約保証金に充当します。
③ 入札保証金の返還の際には、利息は付しません。
④ 入札後、落札者が売買契約を締結しないときは、入札保証金は前橋市に帰属することとなり、お返ししません。

9　入札当日に持参するもの

(1) 入札参加申込書受領書
(2) 入札書　　※共有名義の場合は全員の記名が必要です。
(3) 入札保証金を納付した納入通知書兼領収証書　※事前に提出がある場合は不要です
(4) 委任状
　代理人が入札をする場合や共有名義で代表者が入札を行う場合、委任状を提出してください。

10　入札方法等

(1) 入札書は直接持参してください。電報、電送又は郵送による入札は認めません。
(2) 入札参加者は、所定の入札書に必要な事項を記載し、記名押印の上、提出してください。
(3) 提出後の入札書は、書換え、引換え又は撤回することはできません。
(4) 開札は、入札の場所において入札終了後直ちに、入札者又はその代理人の立ち会いの上、行います。
　開札の結果、落札者があるときは、落札者の氏名（法人の場合は名称）及び落札金額を、入札会場において宣言します。
(5) 落札の決定にあたっては、前橋市が定めた予定価格以上の金額で、最も高い金額により入札を行った者を落札者とします。
(6) 落札者となるべき者が２人以上いる場合は、くじ引きにより落札者を決定します。この場合において、同価の入札をした者は、くじを引くことを辞退することはできません。
(7) 入札を公正に執行することができないなどの特別の事情があると認められるときは、入札の執行を延期し、又は取りやめることがあります。

11　無効な入札

　次のいずれかに該当する入札は無効とします。
(1) 入札参加資格のない者がした入札
(2) 同一の入札において同一人がした２つ以上の入札（代理の場合も含む。）
(3) 委任状を提出しない代理人がした入札
(4) 不正行為による入札
(5) 入札書の金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明確な入札
(6) 売払い案内等において示された条件に違反した入札
(7) 入札に関し、担当職員の指示に従わなかった入札
(8) 入札保証金の納付額が入札金額の10%に満たなかった者がした入札
(9) 予定価格に満たなかった金額での入札

12　売払い条件

(1) 土地代金は、納付期日までに全額を納付してください。分割納付はできません。
　「16　土地代金の納付方法等」をご覧ください。
(2) 土地の買受人は、関係法令及び土地売買契約書の条項等を遵守してください。
(3) 次に該当する行為をすることはできません。
　① 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和２３年法律第１２２号）第２条第１項に規定する風俗営業、同条第５項に規定する性風俗特殊営業その他これらに類する業への使用
　② 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成３年法律第７７号)第２条第２号に定める暴力団その他の反社会的団体及びその構成員がその活動のために利用するなど、公序良俗に反する使用
(4) 土地は現状有姿のまま引渡します。敷地の造成、工作物（電柱・舗装等）の撤去、上下水道引き込み管の撤去・布設替え、樹木の伐採・剪定、隣接地権者との協議、現況の変更に関しては、購入者で行ってください。

13　入札参加申込者の資格審査

入札参加申込みの受付後、書類審査に加えて、入札参加申込者の方の実態調査や暴力団等でない旨の調査を行う場合がありますので、ご了承ください。

14　契約保証金の納付

落札者は、契約締結時、落札金額の１０％以上（円未満切り上げ）の金額を契約保証金として納付しなければなりません。納付していただいた契約保証金は、全額を土地代金へ充当させていただきます。契約保証金には、利息は付しません。
なお、落札者の入札保証金は契約保証金に充当しますので、事前に納付した入札保証金が落札金額の１０％以上の場合は改めて契約保証金を納付する必要はありません。

15　売買契約の締結

(1) 契約締結で必要となるもの
① 契約書２部
② 契約書に貼付する収入印紙　　※契約金額に応じた金額となります。
③ 契約者の印鑑（朱肉を使用するもの）
④ 登録免許税　　※落札者に後日お知らせします。
⑤ 契約保証金を納付した納入通知書兼領収書
※「14　契約保証金の納付」にて契約保証金納付が不要の場合は必要ありません。

(2) 契約締結期限
令和８年８月２６日（水）が契約締結期限です。

(3) 契約にあたっての注意事項
契約締結期限の延期は、いかなる理由があろうとも認められません。
また、落札者が定められた締結期限までに契約を締結しない場合は、当該落札は無効となり、契約保証金は前橋市に帰属しますので、ご注意ください。

16　土地代金の納付方法等

(1) 土地代金は、令和８年９月８日（火）までに契約保証金を差し引いた金額を納付してください。
(2) 土地代金は、前橋市が発行する納入通知書により納付していただきます。なお、納入通知書は契約締結時にお渡しします。
(3) 土地代金の分割納付はできません。
(4) 納付期日までに土地代金が納付されない場合、当該契約は解除されますので十分ご注意ください。

17　所有権の移転等

(1) 売払い物件の所有権は、落札者が土地代金を完納されたときに移転します。
(2) 所有権移転登記の手続きは、土地代金が納付されたことを確認した後、前橋市が行います。なお、登記の際に必要となる登録免許税は落札者の負担となります。

18　土地の引渡し

前橋市が所有権移転登記を行い、登記識別情報通知を添えて、現地で土地境界を確認したうえで引き渡します。

19　電柱及び支線等

売払い物件内にある電柱及び支線等は移設できませんので、現地をよく確認してください。

20　上水道の取出し

上水道の取出管が設置されていません。使用する場合の取出管の設置は落札者の負担となります。

21　下水道の取出し

下水道の取出管が設置されていません。使用する場合の取出管の設置は落札者の負担となります。

22　制限等についてのお問合せ先

(1) 用途地域、地区計画等
　都市計画課　　０２７－８９８－６９４３（直通）
(2) 建築制限
　建築指導課　　０２７－８９８－６７５４（直通）
(3) 上水道
　水道局　水道整備課　　０２７－８９８－３０２２（直通）
(4) 下水道
　水道局　下水道整備課　０２７－８９８－３０６３（直通）

23　応札のなかった場合の取扱い

今回の入札において応札のなかった場合は、今回の入札と同一の条件で、随時売り払います。

24　入札結果の公表

入札結果の確定後、落札者名、落札金額及び入札者数を前橋市ホームページにて入札から１年間公開します。あらかじめご了承いただきますようお願いします。

なお、落札者が個人の場合は、個人名を非公開とし、落札金額のみを公開します。

25　その他

本案内に定めのない事項は、地方自治法、地方自治法施行令、前橋市財務規則、前橋市契約規則等の定めるところによって処理します。

土地の概要

所在地	天川大島町１０９１番２６
地目	宅地（２６７．５７㎡）
接面道路	北側幅員6.0mの舗装市道
法令に基づく制限	市街化区域　準工業地域 建ぺい率６０％、容積率２００％ 前橋市立地適正化計画有 （住居誘導区域内、都市機能誘導区域内「前橋大島駅周辺地区」 景観条例有

位置図は、上が北です。

現状有姿での引渡しとなります。現地を必ずご確認ください。

※本物件敷地内外の土壌、工作物（擁壁・フェンス・埋設物等）、供給設備の補修・移設・撤去・再築造、樹木の剪定及び隣接地権者との協議その他本物件の現況に関する事項について、前橋市は対応しません。また、土壌調査、地盤調査、地下埋設物調査等は行っていません。

土　地　売　買　契　約　書　（例）

前橋市（以下「甲」という。）と、（　落札者名を記載　）（以下「乙」という。）は、次の条項により土地売買契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第１条　甲乙両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（売買する土地の表示）

第２条　甲が乙に売り渡す土地は、末尾記載の土地（以下「本件土地」という。）とする。

２　本件土地は、土地登記簿に記載されたものをもって契約の基礎とし、現状有姿とする。

３　本件土地について、土地登記簿上の地積と実測による地積に相違があっても、甲、乙ともに売買代金の増減を請求することができないこととする。

（売買代金）

第３条　本件土地の売買代金は、金（　落　札　金　額　）円とする。

（契約保証金）

第４条　乙は、本契約締結までに契約保証金として金（落札金額の１０分の１以上）円を甲の発行する納入通知書により前橋市指定金融機関等に納付していなければならない。ただし契約保証金に充当する入札保証金が金（落札金額の１０分の１以上）円以上の場合は改めて契約保証金を納付する必要はない。

２　甲は、乙が第６条に定める義務を履行したときは、前項に定める契約保証金を前条の売買代金に充当するものとする。

３　第１項の契約保証金には、利息を付さないものとする。

４　第１項の契約保証金は、第１７条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

（契約の費用）

第５条　本契約の締結及び履行等に関して必要な費用は、乙の負担とする。

（売買代金の納付）

第６条　乙は、第３条に定める売買代金のうち第４条第１項に定める契約保証金を除いた金（売買代金から契約保証金を除した金額）円を、令和８年９月８日までに甲の発行する納入通知書により前橋市指定金融機関等に納付しなければならない。

２　売買代金の納入期限の延期は、いかなる理由があろうとも認めない。

（所有権の移転）

第７条　本件土地の所有権は、乙が売買代金を完納した時に甲から乙に移転する。

（所有権移転登記）

第８条　乙は、前条の規定により本件土地の所有権が移転した後、速やかに甲に対し所有権移転登記を請求するものとし、甲は、その請求により遅滞なく所有権移転登記を嘱託するものとする。

２　前項の所有権移転登記に要する登録免許税その他の費用は、全て乙の負担とする。

（土地の引渡し）

第９条　甲は、第７条に定める所有権が移転したときに本件土地を現状有姿のまま乙に引き渡しがあったものとする。ただし、第１２条第２項の規定により、修補を行う場合その他やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

（容認事項）

第１０条　乙は、別表に定める容認事項を確認し、その内容を容認の上、本件土地を買い受けるものとする。

（契約不適合責任）

第１１条　乙は、引き渡された本件土地が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、引渡しの日から２年以内に甲に通知したものに限り、次に掲げる修補請求、損害賠償請求又は契約の解除をすることができる。この場合にあっては、甲及び乙は、相手方に対し、協議の申入れをすることができる。

(1) 乙は、甲に対し、本件土地の修補による履行の追完を請求することができる。ただし、甲は、乙に不相当な負担を課すものでないときは、乙が請求した方法と異なる方法による修補をすることができる。

(2) 前号の場合において、修補に要する費用が売買代金の額を超過する場合には、甲は修補責任を負わない。

(3) 契約不適合が本契約及び社会通念に照らして甲の責に帰することができない事由によるものであるときを除き、乙は、不適合によって生じた損害（本件土地に現実かつ直接に生じた損害に限る。）の賠償を請求することができる。ただし、損害賠償額は、売買代金を上限とする。

(4) 乙は、契約不適合により、本契約を締結した目的を達せられないときは、本契約を解除することができる。

(5) 契約不適合が乙の責に帰すべき事由によるものであるとき又は契約締結時に乙が当該契約不適合を知っていたときは、乙は、前各号の規定による修補請求、損害賠償請求又は契約の解除をすることができない。

２　前項の契約不適合について、乙は、甲に対して代金減額請求をすることはできないものとする。

３　前条の容認事項については、第１項の契約不適合に該当しないものとする。

（危険負担）

第１２条　甲及び乙は、本契約締結の時から本件土地の引渡しの時までの間において、本件土地が天災地変その他甲又は乙のいずれの責めにも帰すことのできない事由により滅失したとき又は損傷により修補が不能又は修補に過大な費用を要するとき、その他本契約の履行が不可能となったときは、甲乙双方書面により通知して、本契約を解除することができる。この場合において、乙は、本契約が解除されるまでの間、売買代金の支払いを拒むことができる。

２　甲は、本件土地の引渡し前に前項の事由によって本件土地が損傷した場合であっても修補することにより本契約の履行が可能であるときは、本件土地を修補して乙に引き渡すことができるものとする。

３　第１項の規定により、本契約が解除された場合、甲は、乙に対し、受領済みの金員を無利息で速やかに返還するものとする。

（行為の制限）

第１３条　乙は次に該当する行為をしてはならない。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２条第１項に規定する風俗営業、同条第５項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業のために使用すること。

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に定める暴力団または同条第６号に規定する暴力団員若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者がその活動のために利用するなど、公序良俗に反する使用をすること。

(3) 前２号のいずれかに該当する用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し、又は本件土地を貸し付けること。

（契約の解除）

第１４条　乙に本契約に違反する行為があったときは、甲は本契約を解除できるものとする。

２　前項の規定により、本契約が解除された場合、甲は、乙に対し、受領済みの金員を無利息で速やかに返還するものとする。

３　甲は、第１項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害（本契約の締結及び履行等に関し、乙が支出した一切の費用を含む。）について、何ら賠償ないし補償することを要しない。

４　乙は、甲が第１項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

（乙の原状回復義務等）

第１５条　乙は、甲が前条の規定により本契約を解除したときは、甲の指定する期日までに本件土地を原状に回復し、返還しなければならない。ただし、甲が適当と認めたときは、現状のまま返還することができるものとする。

（違約金）

第１６条　乙は、甲が第１４条第１項の規定により本契約を解除したときは、第３条の売買代金の１０分の１に相当する金額を、違約金として甲に支払わなければならない。

２　前項の場合において、第４条の規定により契約保証金の納付が行われているときは、甲は、当該契約保証金をもって違約金に充当するものとする。

３　第１項の違約金は、次条に規定する損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

（損害賠償）

第１７条　乙は、乙が本契約に定める義務を履行しないことにより甲に損害を与えたときは、損害賠償としてその損害に相当する金額を甲に支払わなければならない。

（返還金の相殺）

第１８条　甲は、第１４条第２項の規定により受領済みの金員を返還する場合において、乙が第１６条第１項に定める違約金又は前条に定める損害賠償金を甲に支払うべき義務があるときは、返還する金員の全部又は一部と相殺する。

（公租公課の負担区分）

第１９条　本件土地に係る公租公課その他一切の費用は、第９条に規定する土地の引き渡し完了の日までは甲の負担とし、以後は乙の負担とする。

（有益費等の請求権の放棄）

第２０条　乙は、第１４条の規定によりこの契約を解除された場合において、本件土地に投じた有益費、必要費又はその他の

費用があってもこれを甲に請求することができない。

（所轄裁判所）

第２１条　本契約から生じる一切の法律関係に基づく訴えの管轄は、前橋市を管轄区域とする前橋地方裁判所とする。

（協議）

第２２条　本契約に定めていない事項又は本契約に疑義を生じたときは、民法（明治２９年法律第８９号）その他関係法規則に従い、甲乙両者で協議のうえ定めるものとする。

本契約を締結した証として、本書２通を作成して甲乙記名押印のうえ、各自その１通を保有する。

令和　　年　　月　　日

甲　　前橋市大手町二丁目１２番１号
前　橋　市
代表者　市長　小　川　　晶

乙　　住　所

氏　名

別表（第１０条関係）

容認事項
(1) 本件土地の隣接地との境界について、甲乙両者間で疑義等の争いはなく、引渡し後に、疑義等が生じても乙は、甲に対し、一切の修補請求、代金減額請求、解除、損害賠償等の責任を問わない。
(2) 本件土地は、現状有姿で引き渡すものとし、引渡し後は、本件土地内外の土壌、工作物及び供給設備の補修、移設、撤去及び再築造並びに樹木の剪定について、甲は対応しない。
(3) 本件土地引渡し後は、近隣地権者との協議等について、甲は対応しない。
(4) 本件土地は、土壌汚染調査、地盤調査及び地下埋設物調査等を行っていない。
(5) 本件土地の周辺環境及び近隣関係は、変化する場合がある。

土地の表示（第２条関係）

所　　在	地　目	公　簿　地　積
前橋市天川大島町１０９１番地２６	宅地	４６７．５７㎡

（以下余白）

入札参加申込書

令和　　年　　月　　日

（宛先）前橋市長

郵便番号　　－

住所又は所在地

ふりがな
氏名又は名称

ふりがな
及び代表者氏名

電話番号　　－　　－

令和８年８月１９日に行う企業立地推進課所管市有地売払い一般競争入札に参加したいので、申し込みます。

	土地の所在地
1	天川大島町１０９１番２６

（注意）

１　申込者が個人の場合は、住民票（発行後３か月以内のもの）を添付して下さい。

２　申込者が法人の場合は、履歴事項全部証明書（発行後３か月以内のもの）を添付してください。

３　提出書類に押印する印鑑は、すべて同一のものを使用してください。

４　共有名義で申し込む場合は、全員が記名押印し、名前の横に持分割合を明記してください。

発行責任者及び担当者	
・発行責任者	（電話番号）
・担当者	（電話番号）

誓約書

令和　　年　　月　　日

（宛先）前橋市長

郵便番号　　－

住所又は所在地

ふりがな
氏名又は名称

ふりがな
及び代表者氏名

生年月日
（法人の場合、代表者）　　年　　月　　日生

私は、前橋市が令和８年８月１９日に行う企業立地推進課所管市有地売払い一般競争入札に参加するにあたって、下記の事項を誓約します。

記

１　私は、地方自治法施行令第１６７条の４に規定する者に該当しません。
２　私は、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員に該当しません。
３　私は、地方自治法施行令第１６７条の４第１項第３号に掲げる者もしくは２に掲げる者から委託を受けた者、またはそれらに掲げる者の団体に該当しません。
４　私は、公有財産の買受けについての一定の資格、その他の条件を必要とする場合でこれらの資格を有しています。
５　私は、地方自治法第２３８条の３第１項に規定される公有財産に関する事務に従事する前橋市職員に該当しません。
６　私は、「令和8年度一般競争入札による企業立地推進課所管市有地売払い案内」に記載された内容全てを承知したたうえで入札に参加いたします。

＊　共有名義の場合は、全員が記名押印してください。
＊　地方自治法施行令第１６７条の４の内容は「令和8年度一般競争入札による企業立地推進課所管市有地売払い案内」をご覧ください。
＊　前橋市では、市の事務事業から暴力団等を排除するため、入札参加申込者に暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。
　また、前橋警察署又は前橋東警察署に照会する場合があります。
＊　この様式に記載された個人情報は、暴力団等を排除する目的以外には使用しません。

発行責任者及び担当者	
・発行責任者	（電話番号）
・担当者	（電話番号）

入　札　書

令和　　年　　月　　日

（宛先）前橋市長

（入札者）住　所

氏　名

（代理人）住　所

氏　名

「令和８年度一般競争入札による企業立地推進課所管市有地売払い案内」に記載された内容を承知し、次のとおり入札します。

入札番号	土　地　の　所　在　地
1	天川大島町１０９１番２６

	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
金　額										

発行責任者及び担当者	
・発行責任者	（電話番号）
・担当者	（電話番号）

１　共有名義の場合は、共有者全員の住所、氏名、持分割合を記載してください。
２　代理人による入札の場合は、入札者の住所、氏名等の記載の他に、代理人の住所、氏名の記載と委任状の提出が必要です。
３　押印を省略する場合は、「発行責任者及び担当者」欄も記入してください。
４　入札金額は、算用数字で明確に記入し、金額の頭部に￥記号を必ず記入してください。
５　訂正する場合には、訂正印が必要です。ただし、入札金額は訂正できませんので、入札金額を書き損じた場合は、作成し直したものを提出してください。

委　任　状

私は、次の者を代理人と定め、以下の物件の一般競争入札に関する一切の権限を委任します。

代理人
（受任者）　　住　所

氏　名

入札番号	土　地　の　所　在　地
1	天川大島町１０９１番２６

令和　　年　　月　　日

（宛先）前橋市長

申込者
（委任者）　　住　所

氏　名

※　共有名義の場合は、共有者全員（受任者を除く。）からの委任が必要です。

発行責任者及び担当者	
・発行責任者	（電話番号）
・担当者	（電話番号）